

# 広島市地域公共交通計画「別紙」

令和6年3月8日

広島市地域公共交通活性化協議会陸上交通分科会

○計画期間 令和7年度から令和9年度

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

広島市は、人口約120万人、面積906km<sup>2</sup>で、平地部を中心にJR山陽本線・可部線・芸備線・呉線や路面電車、広島電鉄(株)宮島線や新交通システム(アストラムライン)といった様々な鉄軌道系公共交通機関と約600系統の路線バスが運行されている。

広島市では、都市化や高度経済成長による急激な人口増加と宅地需要の高まりに伴って、平地部周辺の丘陵地を中心に戸建て住宅が立ち並ぶ住宅団地が数多く開発されたが、こうした団地などでは必ずしも公共交通が充実していない。また、市制施行後、周辺町村の編入により市域を拡大してきており、市域の端部には山村振興法指定地域などの交通不便地域が存在している。

こうした地域において、高齢化や免許返納等によって移動手段が限られる住民が増加する中、地域内と地域外を結ぶ幹線交通への乗換や医療機関や商業施設等への移動を目的とした地域内の移動手段の確保が課題となっている。

### [安佐北区口田地区]

安佐北区口田地区は、広島市の北東部、太田川左岸の丘陵地に位置している。地域の公共交通としては、JR芸備線や、主要地方道広島三次線を通り広島バスセンター・広島駅と高陽地区等を結ぶ路線バスがある（運行事業者：中国ジェイアールバス(株)及び広島交通(株)）。口田地区の中には、これらの公共交通機関の駅やバス停から離れた団地や集落があり、地域内には狭隘かつ勾配の急な道路が多く存在していることから、住民の高齢化の進展から日常生活を営む上で公共交通の確保が必要不可欠であった。

このため、住民が地域と駅やバス停、・商業施設、・病院等を結ぶ乗合タクシーの運行を地元のタクシー事業者である(有)やぐちタクシーに打診し、同社が地域貢献の観点から承諾し、平成15年8月より「やぐちおもいやりタクシー」の運行を開始した。

現在、地域住民、運行事業者、学識経験者及び行政で構成する「やぐちおもいやりタクシー活性化協議会」において、乗合タクシーの利用促進及び運行計画の改善検討等を行っているものの、採算が厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、引き続き地域主体の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組んでいくこととしている。

[安芸区中野・中野東地区]

安芸区中野・中野東地区は広島市東部に位置している。同地区内を西に向かって流れる瀬野川沿いの平地部には、商業施設や医療施設、公共施設などが存在しており、川の両岸の傾斜部には、造成された団地や集落が点在している。地域の公共交通としては、瀬野川に沿って、地域の幹線を担う JR 山陽本線と、国道 2 号や県道広島海田線を芸陽バス(株)により路線バスが走っている。

当該地域においては、傾斜部の居住地から商業施設など立地する平地部への公共交通がなく、道路が急勾配かつ狭隘であるため、自家用車を持たない高齢者など移動を制約される住民が日常生活を営む上で、公共交通の導入が必要不可欠であった。

このため、地域が主体となって地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会」を立ち上げ、住民アンケートなどにより地域の実情にあった乗合タクシーの運行計画を作成し、平成 23 年 11 月より 1 年間の実験運行を行った後、平成 24 年 11 月から本格運行を開始した。

現在、「中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会」を中心に、乗合タクシーの利用促進及び運行計画の改善検討等を行っているものの、採算が厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、引き続き地域主体の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組んでいくこととしている。

[安佐南区大塚西地区]

安佐南区大塚西地区は広島市北西部に位置しており、地域の公共交通としては、当該地区の東側にある県道伴広島線に沿って新交通システム（アストラムライン）が走っているものの、駅までは 1 km 以上の距離があり、経路上には勾配が急な道路が存在する。また、当該団地の南側と西側には大規模開発された団地があり、商業施設や医療施設、公共施設などが存在しているが、当該地域及び当該地域の周辺には、狭隘かつ勾配の急な道路が多く存在しているため、自家用車等の交通手段を持たない高齢者にとっては移動が困難であり、同地区における公共交通の確保が必要不可欠であった。

このため、地域が主体となって地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「大塚・伴南地区生活交通支援協議会」を立ち上げ、住民アンケートなどにより地域の実情にあった乗合タクシーの運行計画を作成し、平成 28 年 10 月より 1 年間の実験運行を行った後、平成 29 年 10 月から本格運行を開始した。

現在、「大塚・伴南地区生活交通支援協議会」を中心に、乗合タクシーの利用促進及び運行計画の改善検討等を行っているものの、採算が厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、引き続き地域主体の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組んでいくこととしている。

[安佐北区可部・亀山地区]

安佐北区可部・亀山地区は、広島市北部の福王寺山の南東側に位置する地域である。地域の南側を東西に国道 191 号が、東側を南北に国道 54 号及び国道 183 号（可部街道）が走っており、地域の公共交通としては、JR 可部線や可部街道等を通り広島バスセンターや広島駅と地域を結ぶ路線バスがある（運行事業者：広島電鉄㈱や広島交通㈱など）。

しかしながら、当該地区においては集落から JR 駅までの距離が遠く、また最寄りのバス停までの生活道路も狭隘かつ急勾配であるため、公共交通の利用が困難な状況であり、住民が日常生活を営む上で、当該地区における公共交通の確保が必要不可欠であった。

このため、地域が主体となって地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会」を立ち上げ、住民アンケートなどにより地域の实情にあった乗合タクシーの運行計画を作成し、平成 29 年 5 月より 1 年間の実験運行を行った後、平成 30 年 5 月から本格運行を開始した。

現在、「福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会」を中心に乗合タクシーの利用促進及び運行計画の改善検討等を行っているものの、採算が厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、引き続き地域主体の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組んでいくこととしている。

[東区福田地区]

東区福田地区は広島市東部に位置している。地区内の五月が丘団地、原山団地、大和台団地及び観音原団地は、県道 70 号広島中島線の南東側に開発された団地であり、県道においては広島バスセンターや広島駅と安佐北区小河原地区を結ぶ路線バスが、広島バス㈱により高頻度で運行されている。

しかしながら、団地内の道路の勾配は急で、路線バスの停留所まで距離があるとともに、これらの団地の住民の高齢化が進んでいることから、自家用車等の交通手段を持たない住民が日常生活を営む上で、生活交通の導入が必要不可欠であった。

このため、地域が主体となって地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「福田地区生活交通対策協議会」を立ち上げ、住民アンケートやワークショップの実施により地域の实情に合った乗合タクシーの運行計画を作成し、令和 4 年 4 月から 1 年間の実験運行を行った後に、令和 5 年 4 月から本格運行を開始した。

現在、「福田地区生活交通対策協議会」を中心に、乗合タクシーの利用促進及び運行計画の改善検討等を行っているものの、採算が厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、地域主体の生活交通が持続可能なものとなるよう取り組んでいくこととしている。

[今吉田線（安佐北区小川内地区・北広島町今吉田地区）]

今吉田線は安佐北区小川内地区や北広島町今吉田地区の住民が安佐北区飯室地区や可部地区で買い物等をするために利用されているほか、朝夕の時間帯を中心に通勤・通学にも利用されており、地域住民が生活を営む上で当該路線の維持・存続は必要不可欠である。

当該路線はこれまで広島電鉄㈱により運行されてきたが、かねてからのバス利用者数の減少と運転手不足、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、バス事業者の経営状況が非常に厳しい中で、これまでどおりの運行形態で当該路線を維持することが困難となったことから、令和4年10月から路線の運行を広島市北部エリアを拠点とする広島交通㈱に移管し、移管に際して、従来は今吉田地区から広島バスセンター間を運行していた系統を可部駅までのフィーダー系統に再編するとともに、車両を小型化した。

当該路線は可部駅等において、市都心部への路線バスやJR可部線と接続し、地域間交通ネットワークを補完する支線としての機能を有しているが、上述のとおり、バス事業を取り巻く状況が厳しい中であって、本路線の採算についても依然として厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、地域住民の生活交通を存続させていくことが必要である。

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

阿戸町では令和4年3月に町内唯一のスーパーマーケットが閉店し、町内で買い物をすることができなくなった。また、病院も1軒しかないため、自家用車を使用できない住民が日常生活を行うためには、路線バスを利用し、商業施設や病院等が充実している熊野町へ移動する必要がある。また、当該路線は住民の日常生活の移動手段のみならず、朝夕の時間帯を中心に通勤・通学にも利用されている。さらに、熊野営業所等において、広島電鉄㈱が運行する広島市中心部方面、矢野方面及び呉方面への路線バスと接続しており、これらの地域間交通ネットワークを補完する支線としての機能を有していることから、地域住民が生活を営む上で当該路線の維持・存続は必要不可欠である。

当該路線はこれまで広島電鉄㈱により運行されてきたが、かねてからのバス利用者数の減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、バス事業者の経営状況が非常に厳しい中で、これまでどおりの運行形態で当該路線を維持することが困難となったことから、令和4年10月から路線の運行を熊野町に営業拠点を持つ朝日交通㈱に移管するとともに、利用の少ない日中の便の運行車両を小型化したものである。

しかしながら、バス事業を取り巻く状況が厳しい中であって、当該路線の採算についても依然として厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用しながら、地域住民の生活交通を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

[安佐北区口田地区]

### 1. 事業の目標

令和9年度までに過去最高である平成26年度の利用者数3.6人/回に戻すことを目標とする。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	3.5人	3.5人	3.6人	3.5人

### 2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

[安芸区中野・中野東地区]

### 1. 事業の目標

令和9年度までにコロナ前（令和元年度）の利用者数7.4人/回に戻すことを目標とする。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	5.9人	6.7人	7.4人	4.4人

### 2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

[安佐南区大塚西地区]

### 1. 事業の目標

令和9年度までにコロナ前（令和元年度）の利用者数3.9人/回に戻すことを目標とする。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	3.8人	3.8人	3.9人	3.7人

### 2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

[安佐北区可部・亀山地区]

1. 事業の目標

令和9年度までにコロナ前（令和元年度）の利用者数4.8人/回に戻すことを目標とする。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	4.6人	4.7人	4.8人	4.5人

2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

[東区福田地区]

1. 事業の目標

他の4地区の乗合タクシーの目標値までの平均伸び率を基に、令和9年度までに、利用者数が5.3人/回に到達することを目標とし、次のとおり目標値を設定する。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	4.9人	5.2人	5.3人	4.4人

2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

[今吉田線（安佐北区小河南地区・北広島町今吉田地区）]

1. 事業の目標

路線沿線が山村振興法の指定地域であり、今後も人口減少が見込まれることから、現状維持を目標とし、直近年度の実績である7.7人/回を目標とする。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	7.7人	7.7人	7.7人	7.7人

2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

### 1. 事業の目標

路線沿線に山村振興法の指定地域を含み今後も人口減少が見込まれることから、現状維持を目標とし、直近年度の実績である6.4人/回を目標とする。

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	6.4人	6.4人	6.4人	6.4人

### 2. 事業の効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

[安佐北区口田地区]

地域住民、運行事業者、学識経験者、中国運輸局及び広島市が参画する「やぐちおもいやりタクシー活性化協議会」において、定期的に意見交換や情報共有を行うとともに、適宜利用者アンケート等を実施し、利用者のニーズを踏まえながら利用促進策を検討する。

また、利用者の利便性を向上させるため、令和5年度から、スーパーマーケットに近接した停留所を新設している。

[安芸区中野・中野東地区]

地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会」において、定期的に意見交換や情報共有を行うとともに、適宜利用者アンケート等を実施し、利用者のニーズを踏まえながら利用促進策を検討する。

[安佐南区大塚西地区]

地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「大塚・伴南地区生活交通支援協議会」において、定期的に意見交換や情報共有を行うとともに、適宜利用者アンケート等を実施し、利用者のニーズを踏まえながら利用促進策を検討する。

[安佐北区可部・亀山地区]

地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会」において、定期的に意見交換や情報共有を行うとともに、適宜利用者アンケート等を実施し、利用者のニーズを踏まえながら利用促進策を検討する。

[東区福田地区]

地域住民、運行事業者及び広島市が参画する「福田地区生活交通対策協議会」において、定期的に意見交換や情報共有を行うとともに、適宜利用者アンケート等を実施し、利用者のニーズを踏まえながら利用促進策を検討する。

[今吉田線（安佐北区小河南地区・北広島町今吉田地区）]

利用状況の分析や地域との意見交換等により利用者のニーズを把握し、広島市、北広島町及び運行事業者において、ルートやダイヤ等の変更を検討する。

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

利用状況の分析や地域との意見交換等により利用者のニーズを把握し、広島市、熊野町及び運行事業者において、ルートやダイヤ等の変更を検討する。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

[安佐北区口田地区]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（平日運行。土・日曜日、祝日、12月28日～1月4日及び8月13日～16日運休）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：一乗車につき、大人300円（往復利用の場合、復路は100円(当日限り)）、小学生以下無料（保護者同伴に限る）

[安芸区中野・中野東地区]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（月・火・木・金曜日運行。祝日、8月14日、8月15日及び12月29日～1月3日運休）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：一乗車につき、大人300円、小学生100円（小学生未満無料）

[安佐南区大塚西地区]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（月・水・金曜日運行。祝日及び12月29日～1月3日は運休）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：一乗車につき、大人200円、小学生100円（保護者同伴の場合、1人無料）



[安佐北区可部・亀山地区]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（月・水・金曜日運行。土・日曜日、祝日、8月14日～8月16日及び12月29日～1月3日は運休）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：一乗車につき、大人300円、小学生100円、小学生未満無料（ただし保護者同伴に限る）  
（往復利用の場合、当日に限り復路は大人200円、小学生以下無料）

[東区福田地区]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（月・水・金曜日運行。祝日及び12月30日～1月3日は運休）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：一乗車につき、大人300円（往復利用の場合、往復で500円(当日限り)）、小学生100円、乳幼児無料

[今吉田線（安佐北区小川内地区・北広島町）]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり（8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日は土日祝ダイヤで運行。）
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（毎日運行）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：別添のとおり

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

○「表1」添付

○運行の態様 路線定期運行

- ① 運行予定の路線図：別添のとおり
- ② 運行予定の時刻表：別添のとおり（8月13日～8月16日及び12月29日～12月30日は土日祝ダイヤで運行。12月31日～1月3日は土日祝ダイヤで運行のうえ、6：46阿戸学校発及び20：35熊野営業所発の便を運休。）
- ③ 運行予定期間（運行日）：令和6年10月1日～（毎日運行）
- ④ 運行予定者決定の経緯：地域の実情に応じたサービスを実施し、過去の運行実績に基づき総合的に判断した。
- ⑤ 運賃：別添のとおり

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

[安佐北区口田地区]

乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、やぐちおもいやりタクシー活性化協議会が負担する。

[安芸区中野・中野東地区]

乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、運行予定者及び中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会が負担する。

[安佐南区大塚西地区]

乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、大塚・伴南地区生活交通支援協議会が負担する。

[安佐北区可部・亀山地区]

乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会が負担する。

[東区福田地区]

乗合タクシーの運行に要する費用から経常収益と国及び市の補助金を差し引いた差額分について、福田地区生活交通対策協議会が負担する。

[今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）]

今吉田線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市及び北広島町が負担する。

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

阿戸線の運行に要する費用から経常収益及び国庫補助金を差し引いた差額分について、広島市及び熊野町が負担する。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用実績の集計や住民ヒアリング等を行う。

## 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

※地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし

<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b>										
※地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし										
<b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b>										
※地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし										
<b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>										
「表5」添付										
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性</b>										
<p>[今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）]</p> <p>○目的・必要性</p> <p>広島電鉄㈱から広島交通㈱へ運行を移管するに当たり、広島交通㈱が当該路線を運行するために、新たに車両を導入した。</p> <p>当該路線はこれまで大型バスにより運行されていたが、路線を将来にわたり持続可能なものとするためには、運行経費の削減を図る必要があったことから、路線の需要に合わせて、小型車両（13人乗り）を3台導入したものである。</p> <p>[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]</p> <p>○目的・必要性</p> <p>令和4年10月に広島電鉄㈱から朝日交通㈱へ運行を移管するに当たり、朝日交通㈱が当該路線を運行するため、令和6年4月に中型バス（36人乗り）を新たに2台導入する予定である。</p>										
<b>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>										
<p>[今吉田線（安佐北区小河内地区・北広島町今吉田地区）]</p> <p>○目標</p> <p>今吉田線の1回当たりの平均利用者数を以下のとおりとする。</p> <p>（1回当たりの平均利用者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>令和7年度 (R6.10-R7.9)</th> <th>令和8年度 (R7.10-R8.9)</th> <th>令和9年度 (R8.10-R9.9)</th> <th>昨年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>7.7人</td> <td>7.7人</td> <td>7.7人</td> <td>7.7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○効果</p> <p>当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、車両の小型化により、運行経費が削減され、路線の持続可能性が高まるとともに、機動性を活かして、これまでの車両では乗り入れができなかった場所での運行も可能となることなどにより、利便性が向上し、新たな利用者の確保、ひいては、収益の改善につながる。</p>	目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績		7.7人	7.7人	7.7人	7.7人
目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績						
	7.7人	7.7人	7.7人	7.7人						

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

○目標

阿戸線の1回当たりの平均利用者数を以下のとおりとする。

（1回当たりの平均利用者数）

目標値	令和7年度 (R6.10-R7.9)	令和8年度 (R7.10-R8.9)	令和9年度 (R8.10-R9.9)	昨年度実績
	6.4人	6.4人	6.4人	6.4人

○効果

当該路線を維持することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、車両の小型化により、これまでの車両では乗り入れができなかった経路での運行も可能となることなどにより、利便性が向上し、新たな利用者の確保、ひいては、収益の改善につながる。

**13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**

「表6」添付

**14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）**

※公有民営方式車両購入費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし

**15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性**

※貨客混載導入経費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし

**16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果**

※貨客混載導入経費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし

**17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**

※貨客混載導入経費国庫補助金を活用する場合のみのため該当なし

**18. 協議会及び分科会の開催状況と主な議論**

平成24年度  
 平成24年6月19日 生活交通ネットワーク計画（中野・中野東地区）について審議、合意  
 平成24年6月26日 生活交通ネットワーク計画（黄金山地区及び口田地区）について書面審議、合意  
 平成25年度  
 平成25年6月27日 生活交通ネットワーク計画について審議、合意  
 平成26年度  
 平成26年6月16日 生活交通ネットワーク計画について審議、合意  
 平成27年2月12日 生活交通ネットワーク計画変更について書面審議、合意  
 平成27年度  
 平成27年6月29日 地域内フィーダー系統確保維持計画について審議、合意  
 平成28年3月31日 地域内フィーダー系統確保維持計画について書面審議、合意

平成28年度	
平成28年6月29日	地域内フィーダー系統確保維持計画について審議、合意
平成28年9月12日	地域内フィーダー系統確保維持計画について書面審議、合意
平成29年度	
平成29年7月26日	地域内フィーダー系統確保維持計画について審議、合意
平成29年8月28日	地域内フィーダー系統確保維持計画について書面審議、合意
平成30年度	
平成30年6月27日	地域内フィーダー系統確保維持計画について審議、合意
令和元年度	
令和元年6月25日	地域内フィーダー系統確保維持計画について審議、合意
令和元年11月12日	地域内フィーダー系統確保維持計画について書面審議、合意
令和2年度	
令和2年7月31日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画について書面審議、合意
令和3年度	
令和3年6月16日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画について書面審議、合意
令和4年2月25日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について書面審議、合意
令和4年度	
令和4年6月20日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画について書面審議、合意
令和4年8月26日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について書面審議、合意
令和5年3月8日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について書面審議、合意
令和5年度	
令和5年5月11日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画について審議、合意
令和6年1月15日	地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について書面審議、合意

## 19. 利用者等の意見の反映状況

[安佐北区口田地区]

やぐちおもいやりタクシーは、町内会や社会福祉協議会、公衆衛生協議会、老人会、学識経験者、(有)やぐちタクシー、中国運輸局、広島市等で構成される「やぐちおもいやりタクシー活性化協議会」において、利用者の意見や運行実績等をもとに運行計画を検討し、路線やダイヤの変更を行っている。今後も引き続き同協議会において、利用者の意見等に基づき、ルートやダイヤ変更について検討を行い、運行計画へ反映する予定である。

### 【やぐちおもいやりタクシー活性化協議会開催等の状況】

平成23年	7月	第4回情報交換会開催（路線・ダイヤ改正の合意）
平成23年	8月	広島市地域公共交通会議※合意（路線・ダイヤ改正、新車導入に伴う移動円滑化適用除外について）
平成23年	10月	路線・ダイヤ改正（マックスバリュ乗入、平日夕方・土曜午後減便）
平成23年	12月	はすが丘団地住民アンケート実施（はすが丘の延伸について）
平成24年	3月	第5回情報交換会開催（路線・ダイヤ改正等の合意）
平成24年	5月	広島市地域公共交通会議※合意（路線・ダイヤ改正について）
平成24年	7月	路線・ダイヤ改正（はすが丘延伸、土曜運休等）
平成26年	9月	第6回情報交換会開催（資金確保策、協議会設置等の検討）
平成27年	10月	第1回活性化協議会開催（協議会設立について）
平成28年	2月	第2回活性化協議会開催（路線・ダイヤ改正について）

平成 28 年	5 月	路線・ダイヤ改正（夕方便の減便等）
平成 28 年	12 月	第 3 回活性化協議会開催（資金確保、利用促進について）
平成 29 年	4 月	第 4 回活性化協議会総会開催
平成 30 年	4 月	第 5 回活性化協議会総会開催
平成 31 年	3 月	やぐちおもいやりタクシー15 周年記念イベントを開催
令和元年	5 月	第 6 回活性化協議会総会開催
令和元年	10 月	広島市地域公共交通会議合意（精神障害者割引制度の導入について）
令和元年	12 月	広島市地域公共交通会議合意（新車導入に伴う移動円滑化適用除外について）
令和 2 年	2 月	第 7 回活性化協議会総会開催（地域負担について等）
令和 2 年	8 月	第 8 回活性化協議会総会開催（利用促進策について等）
令和 3 年	4 月	第 9 回活性化協議会総会開催（地域負担について等）
令和 4 年	5 月	第 10 回活性化協議会総会開催（利用状況等について）
令和 5 年	4 月	第 11 回活性化協議会総会開催（利用状況等について）
令和 5 年	6 月	第 12 回活性化協議会総会開催（20 周年記念イベントの開催について）
令和 5 年	7 月	やぐちおもいやりタクシー20 周年記念イベントを開催

※道路運送法に基づき、学識経験者、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は利用者の代表、運輸局、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、該当地域を管轄する交通管理者、道路管理者、広島市で構成される会議。

[安芸区中野・中野東地区]

中野・中野東地区乗合タクシーは、地域の社会福祉協議会長・副会長、連合町内会長・副会長、老人クラブ連合会長、民生委員児童委員、(有)中野タクシー及び広島市で構成される「中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会」において、利用者の意見や運行実績等をもとに運行計画を検討し、ダイヤの変更等を行っている。今後も引き続き、同協議会において利用者の意見等に基づき、ルートやダイヤ変更について検討を行い、運行計画へ反映する予定である。

【中野・中野東地区乗合タクシー運行支援協議会開催等の状況】

平成 23 年	1 月	住民アンケート（乗合タクシー導入について）
平成 23 年	4 月	第 1 回運行支援協議会開催（協議会の設置と路線の検討開始）
平成 23 年	8 月	試験運行実施（4 日間）
平成 23 年	8 月	第 3 回運行支援協議会開催（試験運行結果分析・実験運行の実施計画検討）
平成 23 年	11 月	実験運行開始（1 年間）
平成 24 年	2 月	住民アンケート実施（乗合タクシーの運行改善等について）
平成 24 年	3 月	第 7 回運行支援協議会開催（住民アンケート結果、路線改正等の検討）
平成 24 年	4 月	第 8 回運行支援協議会開催（路線改正等の合意、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を受けての本格運行実施の合意）
平成 24 年	5 月	広島市地域公共交通会議報告（概要と路線・ダイヤ改正について）
平成 24 年	6 月	路線・ダイヤ改正
平成 24 年	7 月	第 9 回運行支援協議会開催（本格運行に向けた路線・ダイヤ改正検討）

平成 24 年 11 月	本格運行開始
平成 25 年 8 月	第 13 回運行支援協議会開催（アンケート実施・路線改正検討）
平成 26 年 2 月	住民アンケート実施（乗合タクシーの運行改善等について）
平成 26 年 10 月	第 14 回運行支援協議会開催（アンケート結果報告・路線改正等合意）
平成 27 年 2 月	広島市地域公共交通会議書面審議、合意（路線・ダイヤ改正について）
平成 27 年 4 月	路線・ダイヤ改正
平成 30 年 8 月	広島市地域公共交通会議審議、合意（路線・ダイヤ改正について）
平成 30 年 10 月	路線・ダイヤ改正（起点の変更等）
平成 31 年 4 月	第 23 回運行支援協議会開催（テーマ募金等について）
令和 2 年 5 月	第 24 回運行支援協議会書面審議（利用状況等について）
令和 3 年 6 月	第 25 回運行支援協議会書面審議（利用状況等について）
令和 4 年 6 月	第 26 回運行支援協議会書面審議（利用状況等について）
令和 5 年 5 月	第 27 回運行支援協議会書面審議（利用状況等について）
令和 6 年 1 月	第 28 回運行支援協議会書面審議（停留所の廃止及び停留所名称の変更について）

[安佐南区大塚西地区]

大塚西地区乗合タクシーは、地域の社会福祉協議会、町内会、榊フォーブル及び広島市で構成される「大塚・伴南地区生活交通支援協議会」において、利用者の意見や運行実績等をもとに運行計画を検討し、ダイヤの変更等を行っている。今後も引き続き同協議会において利用者の意見等に基づき、ルートやダイヤ変更について検討を行い、運行計画へ反映する予定である。

【大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催等の状況】

平成 24 年 3 月	住民アンケート（乗合タクシー導入について）
平成 25 年 1 月	第 1 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（アンケート結果の分析）
平成 26 年 9 月	第 4 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（下城ハイツを中心とした乗合タクシーの導入検討）
平成 27 年 12 月	第 7 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（定時定路線での運行を決定）
平成 28 年 7 月	第 11 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（運行計画決定）
平成 28 年 8 月	広島市地域公共交通会議書面審議、合意（実験運行について）
平成 28 年 10 月	実験運行開始（1 年間）
平成 29 年 2 月	ダイヤ改正（月・水・金曜日の午後便を増便）
平成 29 年 3 月	運行系統変更（系統 1 を循環線に変更等）
平成 29 年 5 月	運行日変更（水・金曜日の運行に変更）、ダイヤ改正（午後便の廃止）
平成 29 年 7 月	第 22 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会開催（系統の変更、停留所の新設について）
平成 29 年 8 月	広島市地域公共交通会議*審議、合意（本格運行について）
平成 29 年 10 月	本格運行開始
令和元年 10 月	第 32 回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（系統の廃止、ダイヤ改正）

		について)
令和元年	12月	系統1の廃止、系統2の増便及びダイヤ改正
令和2年	1月	第33回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（運行状況について）
令和2年	3月	第34回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（ダイヤ改正について）
令和2年	7月	第35回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（回数券導入について）
令和2年	9月	第36回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（乗車コイン導入について）
令和3年	11月	第37回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（ルート変更等について）
令和4年	1月	広島市地域公共交通会議（ルート変更について）
令和4年	2月	第38回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（ルート変更等について）
令和4年	7月	第39回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（利用状況等について）
令和5年	2月	第40回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（利用状況等について）
令和5年	8月	第41回大塚・伴南地区生活交通支援協議会（利用状況等について）

[安佐北区可部・亀山地区]

可部・亀山地区乗合タクシーは、町内会、(有)カオル交通及び広島市で構成される「福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会」において、利用者の意見や運行実績等をもとに運行計画を検討し、ダイヤの変更等を行っている。今後も引き続き、同協議会において利用者の意見等に基づき、ルートやダイヤ変更について検討を行い、計画へ反映する予定である。

【福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会開催等の状況】

平成27年	7月	地元協議会開催（乗合タクシー導入の検討）
平成28年	4月	地元協議会開催（ルート案・ダイヤなど）
平成28年	6月	可部地区巡回タクシー検討準備委員会の立ち上げ
平成29年	2月	協議会開催（実験運行に係る運行計画の決定）
平成29年	3月	可部地区巡回タクシー検討準備委員会が福王寺不動坂らくらくタクシー活性化協議会に名称変更
平成29年	5月	実験運行開始（1年間）
平成30年	3月	広島市地域公共交通会議審議、合意（本格運行について）
平成30年	5月	本格運行開始
平成31年	2月	広島市地域公共交通会議審議、合意（路線・ダイヤ改正について）
平成31年	4月	路線・ダイヤ改正（経路の一部変更）
令和元年	7月	協議会開催（利用状況等）
令和2年	2月	協議会開催（割引券について）
令和2年	8月	協議会開催（利用促進策について）
令和3年	5月	協議会開催（利用状況等について）
令和4年	6月	協議会開催（利用状況報告、会計報告）



[東区福田地区]

東区福田地区乗合タクシーは、地域の連合町内会、つばめ交通㈱及び広島市で構成される「福田地区生活交通対策協議会」において、利用者の意見や運行実績等をもとに運行計画を検討し実験運行を開始した。また、実験運行中にも利用実績や利用者の声等を基に運行ルートなどの変更を行った。令和5年4月に本格運行に移行したが、今後も引き続き同協議会において、利用者の意見等に基づき、ルートやダイヤ変更について検討を行い、運行計画へ反映する予定である。

【福田地区生活交通対策協議会等の状況】

令和元年	7月	地域の役員会で生活交通に係る検討を開始
令和2年	3月	アンケートの実施
令和2年	9月	実験運行のルート及びダイヤ案を作成
令和3年	10月	住民及び運行事業者による運行ルート及び停留所の精査
令和4年	1月	運行計画に係る地域公共交通会議での審議
令和4年	4月	実験運行開始
令和4年	10月	運行計画（変更）に係る地域公共交通会議での審議
令和4年	12月	運行ルート、便数及びダイヤの変更
令和5年	2月	本格運行への移行について審議、合計
令和5年	4月	本格運行開始

[今吉田線（安佐北区小戸内地区・北広島町今吉田地区）]

令和4年10月以降の今吉田線の運行形態の変更については、関係地区の自治会長等に対して説明を行ったうえで、地域の意見（小中学校の登下校に支障が出ないようなダイヤ設定など）を運行計画案に反映している。今後も、引き続き利用実績等を踏まえ、ルートやダイヤ変更について検討を行い、運行計画へ反映する予定である。

[阿戸線（安芸区阿戸町・熊野町）]

令和4年10月の阿戸線の運行形態の変更にあたっては、関係地区でアンケートを実施し、当該路線バスの利用意向や移動の目的地等を把握するとともに、利用実態を鑑みたくうえで運行計画案を作成している。今後も、引き続き利用実績等を踏まえ、ルートやダイヤ変更について検討を行い、運行計画へ反映する予定である。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等(申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合(別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件(別表7・9)	地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件(別表7のみ)
	(有)中野タクシー	(1) 系統①	フレスタ口田南店前	コープ高陽前・矢口駅	フレスタ口田南店前	往 8.8km 循環	240日	1200回			路線定期	②(2)	・JR(芸備線)安芸矢口駅と接続	③
		(2) 系統②	フレスタ口田南店前	コープ高陽前・矢口駅	上矢口上	復 10.0km 循環	240日	1200回			路線定期	②(2)	・JR(芸備線)安芸矢口駅と接続	③
		(3) 上平原線	上平原	JR中野東駅前	安芸市民病院	往 8.9km 復 9.0km	92日	368回			路線定期	②(2)	・JR(山陽本線)中野東駅及び安芸中野駅と接続 ・芸備バス(西条-瀬野-広島線、阿戸線のバス停と近接)	③
		(4) 山王押手上線	山王桜台	JR安芸中野駅前	安芸市民病院	往 11.3km 復 11.3km	98日	392回			路線定期	②(2)	・JR(山陽本線)中野東駅・安芸中野駅と接続 ・芸備バス(西条-瀬野-広島線、阿戸線のバス停と近接)	③
	(株)フォーブル	(5) 大塚西	下城ハイッ上	大原駅・Aシティ中央	下城ハイッ上	往 13.6km 循環	145日	725回			路線定期	②(2)	・アストラムライン 伴中央駅、大原駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄・備北交通 広島～三次・庄原・東城線 Aシティ中央バス停において接続	③
	(有)カオル交通	(6) 系統1	アルゾ前	DCMダイキ・河戸帆待川駅前	アルゾ前	往 8.1km 循環	144日	144回			路線定期	②(2)	・JR可部線 河戸帆待川駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停において接続	③
		(7) 系統2	アルゾ前	DCMダイキ・河戸帆待川駅前	アルゾ前	往 12.0km 循環	144日	576回			路線定期	②(2)	・JR可部線 河戸帆待川駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停において接続	③
	つばめ交通(株)	(8) 系統1	セブンイレブン	福田停留所(上)	ユアーズ	往 9.0km 循環	145日	145回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス(路線番号29・深川線)と福田停留所等において接続	③
		(9) 系統2	ユアーズ	福田停留所(上)	セブンイレブン	往 11.5km 循環	145日	435回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス(路線番号29・深川線)と福田停留所等において接続	③
		(10) 系統3	ユアーズ	福田停留所(上)	ユアーズ	往 9.4km 循環	145日	290回			路線定期	②(2)	・地域間幹線バス系統 広島バスの路線バス(路線番号29・深川線)と福田停留所等において接続	③
広島市・北広島町	広島交通(株)	(11) 今吉田フィーダー(56010)	可部駅前	北部医療センター	今吉田公民館	往 28.6km 復 28.6km	240日	480回			路線定期	②(1)	・JR可部線 あき亀山駅、可部駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停等において接続	③
		(12) 今吉田フィーダー(56020)	可部駅前	上大毛寺	今吉田公民館	往 27.8km 復 27.8km	365日	1940回			路線定期	②(1)	・JR可部線 可部駅と接続 ・地域間幹線バス系統 広島電鉄 上根・吉田線等と可部上市バス停等において接続	③
広島市・熊野町	朝日交通(株)	(13) 阿戸線(501)	熊野営業所	熊野町役場・初神・新宮	阿戸学校	往 9.8km 復 9.8km	365日	2541回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス(路線番号3、21、40、41及び42)と熊野営業所において接続	③
		(14) 阿戸線(502)	阿戸学校	新宮・初神・萩原下	フジ熊野店	往 7.9km 復 7.9km	365日	1585回			路線定期	②(1)	・地域間幹線バス系統 広島電鉄の路線バス(路線番号40、41及び42)と熊野消防署前等において接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低価格化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低価格化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	広島市
-------	-----

(単位:人)

人口	
人口集中地区以外	政令指定都市のため記載不要
交通不便地域等	51,211

- ・ R6年3月末時点の人口を記載する必要があるため、データを手次第修正する
- ・ 現在は、仮でR5年3月末時点

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
10,788	広島市安佐北区口田南三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目の一部、安芸区中野東、中野の一部、大塚西二丁目の一部、亀山五丁目及び可部六丁目の一部、福田三丁目、七丁目、八丁目及び福田町の一部	局長指定(令和5年4月11日付け中国交交第5号)
39,729	別紙の通り	山村振興法
694	南区似島町	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
広島市地域公共交通計画	令和4年3月30日	
広島市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年10月18日	—

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
広島市・北広島町	広島交通(株)	1	(13) 今吉田フィーダー(56010)	小型車両			13	R4.9			一括
		2	(14) 今吉田フィーダー(56020)	小型車両			13	R4.9			一括
		3	(13)(14) 今吉田フィーダー(56010,56020)	小型車両			13	R4.10			一括
広島市・熊野町	朝日交通(株)	4	(15)(16) 阿戸線(501,502)	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R6.4			割賦
		5	(15)(16) 阿戸線(501,502)	ノンステップ型	スロープ付	標準仕様	36	R6.4			割賦

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。